

令和3年度

舞洲工場低濃度PCB廃棄物

収集運搬・処分業務委託

仕 様 書

履 行 期 限	令和4年3月31日
---------	-----------

大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課

## 1. 件 名

舞洲工場低濃度P C B廃棄物収集運搬・処分業務委託

## 2. 概 要

### (1) 実施場所

大阪広域環境施設組合舞洲工場

### (2) 業務内容

本業務は、本組合（以下「発注者」という。）が保管事業場（搬出元）に保管するポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物を受注者が、処理施設（搬入先）に収集運搬する業務と処理施設（搬入先）に運搬されたP C B廃棄物を処分する業務をあわせて、本件業務の範囲とする。

なお、本業務には下記内容を含むものとする。

別紙1の低濃度P C B廃棄物は舞洲工場以外で発生したものを保管替えしたものであり、汚染の経緯が不明であることから、関係法令に基づき、P C B濃度を確認しているが、油に含まれる不純物の有無については、受注者が確認のうえ、適正に処分するものとする。

収集運搬・処分業務に必要な機材等については受注者が準備し、積込は搬入車を考慮して、平日12時から13時の間にP C B保管から移動させて行うものとする。

### (3) 業務担当区分

#### ○収集運搬する業務担当

廃掃法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業について、次の(ア)及び(イ)を満たす許可を、入札参加が単体であって廃掃法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定について次の(ウ)を満たす認定を有する者であること。

(ア) 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

(イ) 上記(ア)の許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。

・ポリ塩化ビフェニル汚染物

(ウ) 無害化処理の大臣認定制度

ただし、同認定証に記載された「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等、処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること、かつ「収集又は運搬の有無」の区分が「有」と記載されていること。

・廃掃法施行令第2条の4第5号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物

#### ○処分する業務担当

廃掃法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分業について、次の(エ)を満たす許可を有する者又は、同法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定について次の(オ)を満たす認定を有する者であること。

(エ) 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物処分業の許可

ただし、同許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。

- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物

(オ) 無害化処理の大臣認定制度

ただし、同認定証に記載された、「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること。

- ・廃掃法施行令第2条の4第5号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物

※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。

#### (4) 収集運搬・処分を行うPCB廃棄物の処分内容及び処理施設の許可・認定要件

別紙1「保管事業場（搬出元）の処分内容及び処理施設（搬入先）の許可・認定要件」のとおり

#### (5) 履行期限

契約締結の日から令和4年3月31日

（期限内に産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）D票の提出を含む。）

### 3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、収集運搬業務・処分業務の遂行にあたって、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改定）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」（以下、「ガイドライン等」という。）、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、万が一作業中に保管容器からPCBが漏れ出したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い適正に処置すること。また、処置に要する費用については、受注者が負担すること。

### 4. 適正処理に必要な情報

- (1) 発注者は、PCB廃棄物の適正な処理のため必要な次の情報を受注者に提供する。
  - ア PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

イ 通常の保管状況の下での腐食、揮発等、P C B 廃棄物の性状の変化に関する事項

ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

エ その他 P C B 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を受注者に通知する。

#### 5. 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受注者は、収集運搬日程等について、発注者と協議し、ガイドライン等に基づき、運搬計画書を作成し、事前に発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、事前に収集運搬当日の作業方法等について、発注者と十分協議し実施すること。また、受注者は、保管事業場(搬出元)、処理施設(搬入先)において、障害物などの除去が必要な場合は、発注者と協議のうえ実施すること。
- (3) 受注者は、収集運搬にあたって道路規制部分の許可申請が必要な場合、警察に申請を行い、許可を得ること。
- (4) 受注者は、収集運搬中に予測される降雨等の気象状況に対し、十分対策を講じること。
- (5) 受注者は、本業務の従事者であることが認識できる作業服もしくは腕章を着用すること。
- (6) 受注者は、作業にあたり事故等のないよう細心の注意を払い運搬すること。また、近隣住民等に対する迷惑防止に努めること。

#### 6. 提出書類

- (1) 受注者は、発注者から委託された P C B 廃棄物を収集運搬・処分できることを示すものとして、事業の範囲について別紙 3 に記載し、契約締結の際に許可証の写しとともに提出すること。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。
- (2) 契約後の提出書類については「業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】」を参照のこと。なお、様式については、本組合担当者又はホームページから入手すること。

ホームページアドレス <https://www.osaka-env-paa.jp/>

本組合ホームページ⇒入札・契約情報⇒業務委託提出書類一覧・様式

- (3) 受注者は、本業務における業務責任者(1名)を定め、発注者に通知するものとする。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (4) 受注者は、P C B 廃棄物を処理施設(搬入先)に搬入した後、遅滞なくマニフェスト B 2 票を返送するものとする。また処理施設(搬入先)の

処理が完了した後も遅滞なくマニフェストD票を返送するものとし、本業務完了時には業務完了通知書を発注者に提出すること。

#### 7 その他

- (1) PCB廃棄物を保管事業場（搬出元）から搬出する際にかかる有料駐車場代等の費用については、受注者の負担とする。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。
- (3) 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決めるものとする。

#### 8 事業担当

大阪広域環境施設組合

施設部 施設管理課 電話番号：06-6630-3360

## 標準仕様書

## 第1章 総則 一般

## 1-1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、委託により実施する本組合所轄の設備等の維持管理に係る各種の業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は標準業務委託の仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従う。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

## 1-2 提出書類

本組合に提出する書類は、「大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表（以下、「提出書類一覧表」という。）」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

## 1-3 業務責任者等

受注者は、業務責任者のほか、諸法規等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、履行中その者を所定の業務に従事させなければならない。

## 1-4 業務責任者等の証明について

- (1) 本業務委託において、業務責任者については、直接的な雇用関係にある自社社員でなければならない。
- (2) 上記を確認するため、「提出書類一覧表」に記載の「受注者に所属することを証する書類」届出書（当初・変更）」に、公的に雇用関係を証するものの写しを添付し、期限内に提出する。

## （公的書類例）

- ・ 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・ 標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険における被保険者証
- ・ 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・ 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類

- (3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

## 1-5 関係法規等の遵守

受注者は、業務履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法その他関係法規を遵守する。

## 1-6 官公署等への手続

受注者は、業務履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続を、遅滞なく処理する。

#### 1-7 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本組合の就業規則により定められた就労時間を原則とする。
- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要のある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 1-8 事故防止

- (1) 受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- (2) 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び監督職員に連絡し、その指示を受ける。

#### 1-9 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたる。
- (2) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓について注意する。

#### 1-10 損害賠償

- (1) 業務の不完全、作業の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、すべて受注者の負担と責任において損害賠償を行う。
- (2) 業務作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたる。

#### 1-11 業務委託写真

受注者は、業務写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は、監督職員が指示する。

#### 1-12 業務委託報告書

受注者は、業務内容、測定記録、試運転結果並びに考察を業務委託報告書としてとりまとめ、監督職員に提出する。

#### 1-13 検査

業務が完了したときは、改めて本組合関係者及び受注者立会いのうえ、完了検査を行う。

## 第2章 現場作業一般事項

### 2-1 機器の運転、停止等

設備機器の運転、停止操作は、原則として本組合が行うか又は監督職員の承諾を得て受注者が行う。

### 2-2 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物等を損傷(塗装を含む)した場合は、監督職員の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

### 2-3 電力、水道水等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本組合が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。

なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者と打合わせのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行う。
- (2) 作業用電気は、指定する最寄差込コンセントより取出し、漏電遮断器付作業用コードリール等を中継して使用する。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器 付きの仮設配電盤を設置し、使用機器類等と中継する。電気の取出し又は取り外しは電気工事士の資格を有する者が行う。また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。
- (4) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものをを使用することとし、必ずD種接地(アース)を施す。

### 2-4 あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

### 2-5 その他

作業の細部に関しては、監督職員と協議のうえ実施する。



## 第3章 安全管理

### 3-1 一般事項

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守する。

### 3-2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

- (1) 連絡体制
- (2) 資格を必要とする作業
  - ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏症等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）
  - イ クレーン（玉掛けを含む）作業
  - ウ 溶接作業
  - エ 足場組立作業
  - オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業
- (3) 作業場所の区分
  - ア 維持管理範囲と輻湊する場所
  - イ 維持管理用通路の確保
  - ウ 資材置場
- (4) 危険作業における安全措置
  - ア 高所作業
  - イ 上下作業
  - ウ 電気事故防止
  - エ 安全標識
  - オ 保護具の着用
- (5) 仮設作業における安全措置
  - ア 作業用足場
  - イ 仮設配線、配管
  - ウ トラック、クレーン等
- (6) 防火管理、喫煙場所の指定
- (7) 交通安全

## 保管事業場（搬出元）の処分内容及び処理施設（搬入先）の許可・認定要件

### 1. 保管事業場（搬出元）の処分内容

- (1) 保管されている低濃度PCB廃棄物については、別紙2の舞洲工場低濃度PCB詳細一覧とする。
- (2) PCB汚染物 20-R-26 は本業務の対象外とする。（図面番号 2/2 参照）
- (3) 別紙2の舞洲工場低濃度PCB詳細一覧には、容器の重量が含まれている
- (4) 業務内容のとおり、PCB油に含まれる不純物の有無については、受注者が確認のうえ、適正に処分するものとする。
- (5) 積込は搬入車を考慮して、平日 12 時から 13 時の間にPCB保管から移動させて行うものとする。積込場所は発注者と協議を行うこと。

### 2. 処理施設（搬入先）の許可・認定要件

事業者	処理対象物
<p>(1) 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物処分業の許可を有すること。ただし、同許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。</p> <p>・ポリ塩化ビフェニル汚染物</p> <p>(2) 無害化処理の大臣認定を有すること。ただし、同認定証に記載された、「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等、処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること。</p> <p>・廃掃法施行令第2条の4第5号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物</p>	<p>低濃度PCB含有廃棄物および低濃度PCB含有汚染物 【PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を除く）】</p>

## 舞洲工場 低濃度PCB詳細一覧

資料番号	名称、容器	型式	重量(kg)	PCB濃度	単位	保管場所
16-Q-2	PCBを含む油	200Lドラム缶	204.6	990	mg/kg	PCB倉庫
16-Q-3	PCBを含む油	200Lドラム缶	155.0	120	mg/kg	
16-Q-4	PCBを含む油	200Lドラム缶	197.2	3,800	mg/kg	
16-Q-5	PCBを含む油	20Lペール缶	22.4	120	mg/kg	
16-Q-6	PCBを含む油	20Lペール缶	22.4	170	mg/kg	
16-Q-7	PCBを含む油	20Lペール缶	22.8	57	mg/kg	
16-Q-8	PCBを含む油	20Lペール缶	21.8	15	mg/kg	
16-Q-9	PCBを含む油	20Lペール缶	23.0	53	mg/kg	
16-Q-10	PCBを含む油	20Lペール缶	26.8	86	mg/kg	
16-Q-12	PCBを含む油	20Lペール缶	22.4	4.4	mg/kg	
16-Q-13	PCBを含む油	20Lペール缶	22.6	17	mg/kg	
16-Q-15	PCBを含む油	20Lペール缶	24.4	250	mg/kg	
16-Q-16	PCBを含む油	20Lペール缶	22.4	1.1	mg/kg	
16-Q-18	PCBを含む油	20Lペール缶	23.2	2,200	mg/kg	
16-Q-19	PCBを含む油	20Lペール缶	19.6	1,400	mg/kg	
19-R-25	汚染物(スポイト・手袋)	ドラム缶	27.4	1,700	mg/kg	
20-R-27	汚染物(ウエス・手袋)	ドラム缶	59.6	490	mg/kg	
20-R-28	汚染物(吸着材・手袋)	ドラム缶	28.6	4,200	mg/kg	

PCB倉庫の詳細については、別添の図面を参照（図面番号 2/2）

なお、各PCB廃棄物の重量には、容器の重量が含まれている。

## 収集運搬に関する事業範囲

(積み込み場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

## 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

## コンプライアンスに係る特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### (不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課  
(連絡先：06-6630-3185)

(発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者)

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

## 車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車、二輪車を除く）は車種規制適合車等\*でなければならない。

※「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）第40条の14第9項に定める排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物等の輸送に際して、本組合職員が適合車等標章交付請求書のコピー\*の提示を求めた場合には、協力すること。

※「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例施行規則第16条の24に基づいて、大阪府に提出した適合車等標章の交付請求書のコピーをいう。

## 【 再委託に係る特記仕様書 】

- 1 業務委託契約書（経常型、成果物型、長期継続契約用）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - （1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - （2）**低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務**
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。



# 大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】

（令和元年10月1日 改正）

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく		様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	業務責任者通知書	1	契約締結後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。	様式-3
4	業務責任者変更通知書	1	変更後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-4
5	業務責任者経歴書 (当初・変更)	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-5
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	契約締結後遅滞なく	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
7	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
8	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成	※
9	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託させようとするとき	【共通】 業務委託契約書第16条による。	様式-16
10	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後遅滞なく	【共通】 業務委託契約書第16条による。	様式-17
11	業務計画書	1	契約締結後15日以内	業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。	様式-18
12	業務打合せ書	1	打合せの都度	業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容をとりかわす書面。	様式-19
13	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
14	貸与品返納書	1	貸与品返納日	業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
15	事故報告書	1	事故発生後速やかに	業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。	様式-24
16	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	業務委託契約書第28条による。	様式-25
17	部分払(第 回中間)検査願	1	出来高基準年月日以降	業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希望する場合。	様式-29
18	業務完了通知書	1	業務完了の日	業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
19	業務成果引渡書	1	引渡しの日	業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを行うとき。(※検査合格日)	様式-32
20	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する	様式-34
21	請求書	1	検査合格後速やかに	業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に基づき請求する場合。	様式-35

◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

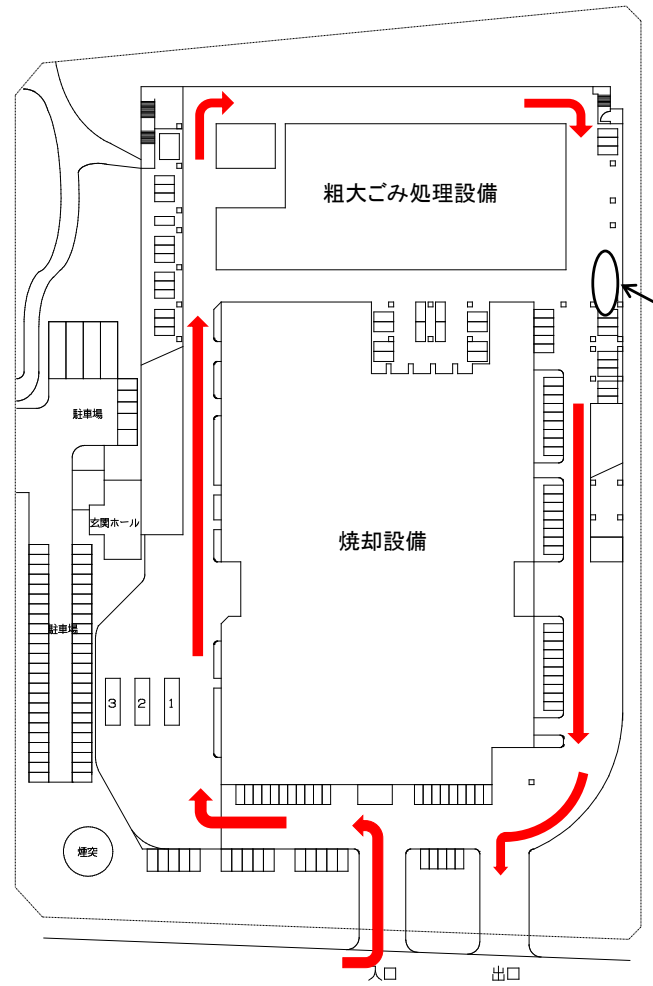
令和3年度舞洲工場低濃度P C B廃棄物収集運搬・処分業務委託  
明細書

明 細

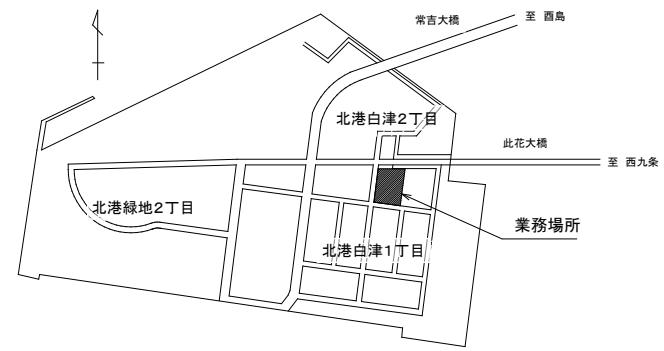
名 称	数 量	単 価(円)	小 計(円)
低濃度P C B廃棄物 収集運搬業務	1 式	—	
低濃度P C B廃棄物 処分業務	1 式	—	
小 計			
消費税及び地方消費税額			
合 計			

# 明 細 書

	単位	数量	単価	金額	備考
A. 収集運搬					
1. 収集運搬費	1	式	—		
2. 積込作業費	1	式	—		
3. 諸経費	1	式	—		
計	1	式	—		
B. 処分					
1. 処分費	1	式	—		
2. 諸経費	1	式	—		
計	1	式	—		
C. 合計 (A + B)					
計	1	式	—		
消費税及び地方消費税の額	1	式	—		(10%)
合 計	1	式	—		



配置図



付近見取図

保管場所

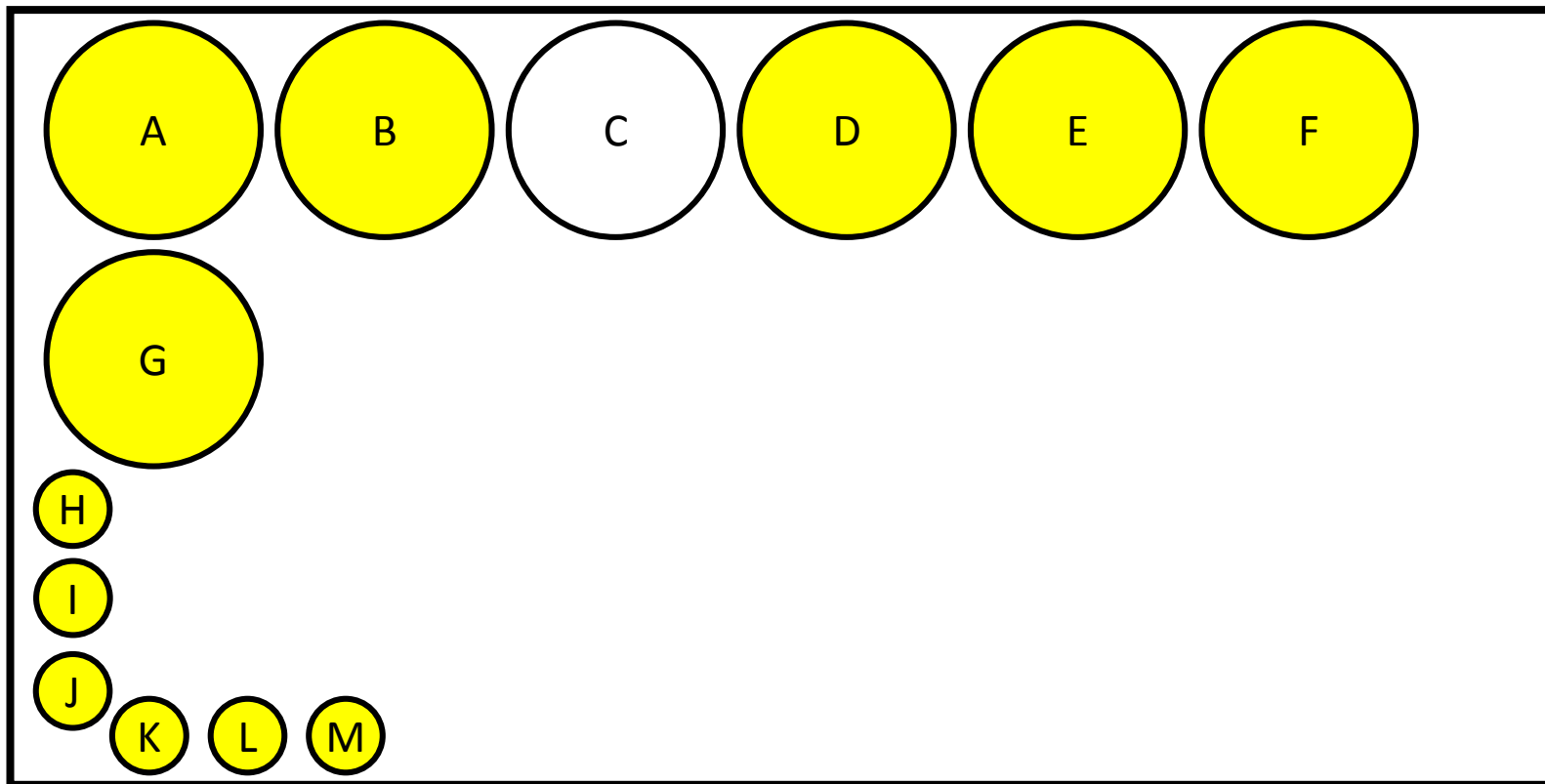
業務場所： 大阪市此花区北港白津1-2-48  
大阪広域環境施設組合 舞洲工場



PCB含有廃棄物搬出ルート  
(車両積込場所別途調整)

大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課				
業務名称		令和3年度舞洲工場 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託		
図面名称		配置図・付近見取図		
縮尺	N.T.S.	令和3年4月	番号	1/2

# 倉庫 ドラム缶等 配置図



PCB倉庫

A	16-Q-3	PCBを含む油	I	16-Q-15	PCBを含む油
B	16-Q-4	PCBを含む油		16-Q-8	PCBを含む油
C	20-R-26	汚染物（防災シート）	J	16-Q-5	PCBを含む油
D	20-R-27	汚染物（ウエス・手袋）		16-Q-9	PCBを含む油
E	20-R-28	汚染物（吸着材・手袋）	K	16-Q-13	PCBを含む油
F	19-R-25	汚染物（スポット・手袋）		16-Q-16	PCBを含む油
G	16-Q-2	PCBを含む油	L	16-Q-12	PCBを含む油
H	16-Q-19	PCBを含む油		16-Q-7	PCBを含む油
	16-Q-18	PCBを含む油	M	16-Q-6	PCBを含む油
				16-Q-10	PCBを含む油

※C 20-R-26は本業務の対象外とする。

大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課				
業務名称		令和3年度舞洲工場 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託		
図面名称		PCB倉庫 ドラム缶等配置図		
縮尺	N.T.S.	令和3年4月	番号	2/2